

## 防火対象物使用開始届出書の作成要領

### ＜三田市火災予防条例第 46 条＞

令別表第 1 に掲げる防火対象物(同表(19)項及び(20)項に掲げるものを除く。)を新築、増築、改築、移転、修繕若しくは模様替え又は用途の変更をして使用しようとする者は、使用開始の 7 日前までに、その旨を消防長(消防署長)に届け出なければならない。

⇒法令上は使用開始の 7 日前までの届出です。遅くとも竣工検査日前日までには届出してください。

防火対象物使用開始届出書には、付近見取り図、防火対象物の配置図、立面図、各階平面図に主要な消防用設備を記載して、正副 2 部提出してください。

なお、主要な消防用設備の平面図上の記載については、階ごとに一枚の平面図にまとめて記載してください。

### ＜平面図に記載する主要な消防用設備とは以下のとおりです＞

**消火設備関係**／消火器、消火栓・補助散水栓のボックス、固定消火設備のポンプ室、スプリンクラー設備の送水口及び止水バルブ位置(流水検知装置)、固定消火設備の手動起動装置、移動式粉末消火設備

**警報設備関係**／自動火災報知設備受信機、自火報副受信機、自火報総合盤(発信機)、非常ベル、非常放送アンプ、消防機関へ通報する火災報知設備、漏電火災警報器、ガス漏れ火災警報設備

**避難設備関係**／誘導灯、避難器具、排煙設備

**消防活動上必要な施設**／防火水槽(消防用水)、連結送水管送水口・放水口、連結散水設備送水口・放水口、非常コンセント設備、無線通信補助設備、非常用エレベーター

**その他必要な設備**／非常開錠装置、自火報連動パニックオープンドア、水圧開錠装置、水圧開放装置

### ＜主要な消防用設備記載平面図のサンプル（見本）＞

<http://www.city.sanda.lg.jp/yobou/documents/heimen.pdf>

